常設型住民投票制度 検討結果報告書

令和元年12月26日 長崎市常設型住民投票制度検討審議会



目 次

1	長崎市常設型住民投票制度検討審議会の概要	2 1 ~ 2
() 客議会設置に至った長崎市の考え	P 1
(2)名称	P 1
(3) 担任事務	P 1
(4	〉 委員の人数及び任期	P 1
(5	 委員名簿	P 2
2	審議会の審議経過等	3
3	検討項目の設定	
4	住民投票制度の検討において重視したこと	9 4
5	審議会からの提言	4 .
6	春議会における検討項目ごとの議論の結果(まとめ) P	5~20
(1	住民投票の対象事項	P 6~7
(2	投票資格者	P8~10
(3	発議に関する事項	P11~14
(4	投票の形式	P15~16
(5	成立要件	P17~18
(6	再請求・再投票	P 1 9
(7	投票運動	P 2 0
7	参考資料	21~40
(1	各市一覧比較表	P 2 1 ~ 3 2
(2	常設型住民投票条例に基づく住民投票の適用事例	P 3 3
(3	地方自治法の直接請求に基づく住民投票の適用事例	P 3 4
(4	各自治体の署名割合と必要署名数	P35~36
(5	地方自治法の規定に基づく長崎市における条例の直接請求の状況	について
		P 3 7
(6)	選挙の実施に要する経費・	P 3 8
(7)	常設型住民投票制度検討に係る議会内で出された意見について	P39~40



1 長崎市常設型住民投票制度検討審議会の概要

(1) 審議会設置に至った長崎市の考え

日本の地方自治制度は、議会と長の二元代表制による間接民主主義(代表民主制)が採用されているが、この二元代表制による間接民主主義を補強し、住民自治の徹底を期すものとして、直接請求権の行使が認められており、その中の一つとして地方自治法に基づく「条例制定改廃の直接請求(個別型の住民投票制度)」が制度化されている。

長崎市においても、この制度により、平成28年5月から平成30年11月にかけて、5回の住民投票条例制定の直接請求がなされた経過があり、短期間に複数の直接請求があったこと、この請求に当たって多くの署名がなされたこと、多くの市民が市政に直接訴えたいという行動をとられたことは、長崎市として重く受け止めている。

このような状況の中、長崎市において、一定数の署名が集まれば直接的に署名が 住民投票につながるという点で市民にとって分かりやすい常設型住民投票制度を 構築することは、市政に係る重要事項に関して市民の意思を確認し市政へ的確に反 映させる機会を得るとともに、市民の市政への参画の機会を拡充させることにつな がるものである。

以上を総合的に勘案し、市政運営上の重要事項に関する長崎市における常設型住 民投票制度を設けようとするものであり、また、その制度設計に当たっては、専門 家や市民からの意見を聴くため、長崎市常設型住民投票制度検討審議会を設置した。

(2) 名称

長崎市常設型住民投票制度検討審議会(事務局:総務部総務課)

(3) 担任事務

本市の常設型住民投票制度に係る重要事項の調査審議に関すること。

(4) 委員の人数及び任期

ア 人数 8名

イ 任期 令和元年8月30日から12月31日まで

(5) 委員名簿

役	職	Б	モ 名	団体名等
会	長	西村	宣彦	長崎大学経済学部総合経済学科 教授
副会		岡田	雄一郎	長崎県弁護士会 弁護士
委	員	田黒	雄彦	NPO法人長崎の風 代表
委	員	立花	茂生	長崎県立大学地域創造学部公共政策学科 准教授
委	員	納富	重信	長崎市社会福祉協議会 常務理事
委	員	濵添	なおみ	長崎市PTA連合会 会長
委	員	松尾	英昭	土井首地区コミュニティ協議会 会長
委	員	吉田	法史	長崎青年協会 会長

2 審議会の審議経過等

期日	区分	主な内容
		○住民投票制度の概要について
		法律に規定された住民投票制度や長崎市における5回の住
令和元年		民投票条例制定の直接請求等について確認した。
8月30日	第1回	○審議会における検討項目について
		・制度を設ける目的や他都市調査の結果を踏まえ、審議会に
		おいて検討する項目についての決定を行った。
		○住民投票制度に係る審議
A-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		・ 第1回審議会において決定した7つの項目について検討を
令和元年 9月10日	第2回	行い、方向性を審議した。
98108		・ 委員より、制度の検討に当たり議会の意見も聞きたいとい
		った意見があった。
		○常設型住民投票制度に係るワークショップについて
		・ 住民投票制度はどのようなものであるべきか考えるため、
令和元年	第3回	ワークショップ形式により、過去の長崎市における条例の直
11月19日	अरुपा	接請求の事例検討を行い、住民投票制度の検討で重視すべき
		ことを確認し、委員全員で共有した。
		○議会から提出された意見が報告された。
		○住民投票制度の具体的検討について
:		・ 第2回審議会において意見が分かれるなどした次の項目に
令和元年		ついて検討を行った。
11月25日	第4回	① 投票資格者の「国籍要件」
		② 発議に関する事項の「署名数」
	İ	③ 投票の形式の「同日実施の可否」と「投票期日」
		④ 成立要件
令和元年	第5回	○常設型住民投票制度検討報告書(案)について
12月19日	-1 11	報告書について検討を行った。

【参考】議会からの意見提出について

日程	主な内容
	○議会からの意見提出について
, 令和元年	・ 第2回審議会において、委員より議会の意見を聞きたいとの意見があ
10月29日	ったことを踏まえ、議会より「常設型住民投票制度に係る議会内で出さ
10H29.E	れた意見について」が提出された。
,	議会から提出された意見については、参考資料(7)のとおり。

3 検討項目の設定

制度の検討に当たっては、他都市の常設型住民投票条例において、それぞれの都市が条例を制定した際に、どのような点について検討し、制度を策定していったかについて確認した。

その上で、次のとおり検討項目を設定した。

- (1) 住民投票の対象事項
- (2) 投票資格者
- (3) 発議に関する事項
- (4) 投票の形式
- (5) 成立要件
- (6) 再請求·再投票
- (7) 投票運動

4 住民投票制度の検討において重視したこと

第3回審議会において、本市における常設型住民投票制度とは、どのようなものであるべきかを過去の長崎市における条例の直接請求の事例検討を通じて確認し、次のとおり共有した。

- より多くの人が関心を持って投票に参加できること
- 住民全体が納得して決定したものと感じられること
- ・ 投票の意味を自分たちが理解し、また、理解してもらえるような住民の議論の呼び水になるようなもので、適切な時期に行われること
- 決めたことに自分たちがプライドを持てること
- 市民の意見を聞く場になるような参画の機会を増やすこと

5 審議会からの提言

本審議会では、近年長崎市で生じた複数回の住民投票条例制定の直接請求とその棄却を検討した結果、行政・議会と市民間の情報共有に問題があると考えた。したがって、本審議会は常設型住民投票制度の制定と合わせて、市民が市政に参画し共にまちづくりに取り組んでいけるよう、市長をはじめとした行政が、市民の市政参画を意識して、適切かつ適確な時期に情報提供、広報やアンケート調査等による市民への意見聴取を行い、市政に反映するよう努められることを提言する。

6 審議会における検討項目ごとの議論の結果(まとめ)

検討項目	結果
(1) 住民投票の	▶「市政に関する重要事項」に対象を限定したうえで、「除外事項」
対象事項	を定める。
	▶「市政に関する重要事項」の要件は、次のとおり広く認める。
	① 現在又は将来の市民の福祉に関する重要な事案
•	② 市民に直接その賛成又は反対を問う必要があると認めるもの
	▶「除外項目」は、次のとおりとする(市長の判断による不適事項は
	定めない。)。
	① 自治体の機関の権限に属しない事項
	② 法令の規定に基づき住民投票ができる事項
	③ 特定の住民又は地域のみに関する事項
	④ 自治体内部の事務処理(組織、人事又は財務の事務)に関す
	る事項
(O) 17 T 16 16 14	⑤ 金銭の増減(徴収)に関する事項
(2) 投票資格者	►「年齢要件」は、公職選挙法に準じて18歳以上とする。
	▶「住所要件」は、公職選挙法に準じて3か月以上とする。
	▶「国籍要件」として、外国人住民の投票を認める。
, in the second	▶ 投票を認める外国人住民の範囲は、「特別永住者」と「中長期在留
	者」とする。ただし、中長期在留者に居住年数の下限を定めるか
(3) 発議に関す	は、意見が分かれた。
(3) 発議に関す る事項	
の争点	▶ 住民発議に要する署名数の割合は、有権者の1/6以上が大半を よめる。ただし、1/6。1/10までの関しせる発展され、た
	占める。ただし、1 / 6 ~ 1 / 1 0 までの間とする意見もあった。 (議会による発議)
1	ト 設けない。
	(長の発議)
	▶ 設けない。
(4) 投票の形式	▶「選択肢の規定方法」は、二択とする(例外は設けない)。
	▶「投票期日」は、90日を超えない範囲とする。ただし、選挙と日
	程が重複し、事務の執行が困難である等やむを得ない事情がある
`	場合は、120日を超えない範囲とする。
,	▶「同日実施の可否」は、原則や例外を設けず、個別に判断する。
(5) 成立要件	▶「投票率による成立要件」は、設定しない。
(c) =	
(6) 再請求・再	▶「再請求・再投票の制限」は、設定する。 ▶「世界オス#### 」は、0.55 ようまま
投票	▶「制限する期間」は、2年とする。
(7) 投票運動	▶「投票運動の制限」は、設定する。
<u> </u>	▶「制限する事項」として、買収は設定する。

(1) 住民投票の対象事項

【主な論点】 ▶ 『 住民投票の対象とする事項の規定方法

- ▶l/ 住民投票の対象から除外する事項
- ▶□ 対象事項の該当性の判断

ア 他の自治体の状況等

▶<a>切 住民投票の対象とする事項の規定方法

多くの自治体が、「市政運営等の重要事項(又は同様の文言)」と定めた上で、一定の要件に該当する事項は投票の対象としないとする規定の方法を採用している(調査対象42市のうち41市)。

▶ 付 住民投票の対象から除外する事項

- a 自治体の機関の権限に属しない事項(調査対象42市のうち34市)
- b 法令の規定に基づき住民投票ができる事項(調査対象42市のうち41 市)
- c 特定の住民又は地域のみに関する事項(調査対象42市のうち35市)
- d 自治体内部の事務処理(組織、人事又は財務の事務)に関する事項(調 査対象42市のうち37市)
- e 金銭の増減(徴収)に関する事項(地方税、分担金、使用料、手数料その 他の金銭の徴収に関する事項)(調査対象42市のうち15市)
- f 不適事項(調査対象42市のうち36市)

- a 現在又は将来の市民の福祉(市、住民全体の利害関係)に関する重要な 事案(42市のうち42市)
- b 市民に直接その賛成又は反対を問う必要があると認めるもの(42市のうち39市)
- c 住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況(42市のうち11市)
- d 事項についての議論が熟し、議論としての最終段階であること(42市のうち1市)。
- e 意思決定が行われた事項にあっては、改めて住民に直接その意思を確認 することが必要とされる特別な事情が認められるもの(42市のうち2市)

▶□ 対象事項の該当性の判断

対象事項の該当性については、市長が最終的に判断することとなるが、この判断に際し市長以外の関与を定めている方法として、附属機関としての審議会が判断する仕組みや議会の一定の関与を定めている自治体もある。

イ 審議会での主な意見

- 制度を創設するに至った経緯等を踏まえると、対象事項は出来るだけ広く捉えることができるようにすべきであり、議会が関与する仕組みも不要ではないか。
- 対象事項から除外する事項も極力少なくすべきであり、現時点で想定されない事由を除外する不適事項は不要である。
- ・ 広島市の裁判では、対象事項に係る判断について市長の裁量を広く認められているが、制度として裁量の余地が少なくなるような制度設計も可能である。 そのなかで、市長の裁量権を広くする必要性もないと思われるし、シンプルな方が分かり易い。

ウ 審議会での議論の結果

- ▶ 「市政に関する重要事項」に対象を限定したうえで、「除外事項」を定める。
- ▶ 「市政に関する重要事項」の要件は、次のとおり広く認める。
 - ① 現在又は将来の市民の福祉に関する重要な事案
 - ② 市民に直接その賛成又は反対を問う必要があると認めるもの
- ▶ 「除外項目」は、次のとおりとする(市長の判断による不適事項は定めない。)。
 - ① 自治体の機関の権限に属しない事項
 - ② 法令の規定に基づき住民投票ができる事項
 - ③ 特定の住民又は地域のみに関する事項
 - ④ 自治体内部の事務処理(組織、人事又は財務の事務)に関する事項
 - ⑤ 金銭の増減(徴収)に関する事項

(2) 投票資格者

【主な論点】 ▶ □ 年齢要件

▶ 付 住所要件

ア 他の自治体の状況等

調査対象42市のうち、大和市と小諸市が16歳以上であり、その他40 自治体は18歳以上としている。

▶│ 住所要件

調査対象42市の全ての自治体で「市内に住所を有する者」という住所要件を定めている。この「市内に住所を有する者」を判断するに当たっては「住民基本台帳」への登載の有無を基準としている。

また、期間についても定めがあり、「引き続き3月以上その自治体に住所を有する者」(引き続き3か月以上住所基本台帳に記録があるもの)という要件を設けている。

調査対象42市のうち、外国人の投票権を認めている自治体が20市、認めていない自治体が22市と分かれている。

外国人に投票権を認めている基本的な考え方には、同じ地域で生活する者として、外国人にもその門戸を広げ、積極的に地方自治に参加してもらうということがある。

一方、外国人に投票権を認めていない自治体は、投票資格者を公職選挙法 における選挙や地方自治法における直接請求ができる有権者に準じている。

また、投票権を認める外国人の範囲に関して、次のような外国人に投票権 を認めている。

- a. 特別永住者(該当20市のうち20市)
- b 永住者(該当20市のうち20市)
- c 「出入国管理及び難民認定法」の在留資格をもって在留する者であって 引き続き3年を超えて日本に住所を有するもの(該当20市のうち6市)
- d 「出入国管理及び難民認定法」の在留資格をもって在留する者であって、 かつ、市に住民票が作成された日から引き続き1年を超えて市の住民基本 台帳に記録されているもの(奥州市)
- e 「出入国管理及び難民認定法」第19条の3の中長期在留者(逗子市)
- f 市内に住所を有する満18歳以上の者(豊中市)

[参考] 長崎市の在留資格別人口(R1.7.31現在)

在留資格	人口
① 留学	1,177人
② 永住者	778人
③ 技術・人文知識・国際業務	331人
④ 家族滞在	249人
⑤ 技能実習2号口	247人
⑥ 日本人の配偶者等	167人
⑦ 特別永住者	153人
⑧ 技能実習1号口	136人
9 特定活動	92人
⑩ 定住者	65人
① 永住者の配偶者等	21人
その他	320人
合計	3,736人

イ 議会の意見

- ▶ 年齢は18歳以上の市民で公職選挙法に準じてはどうか。
- ▶ 外国人については永住者に限定してはどうか。

ウ 審議会での主な意見

- 第2回審議会での意見
 - · 年齢要件については、公職選挙法に準じることで良い。
 - ・ 住所要件についても、地域の意思形成に関わるという点、投票のための住 所移動を防止するという点から公職選挙法に準じることが良い。
 - ・ 外国人住民を住民投票の対象とすることも、対象外とすることも違法ではないが、地元の意思形成に参加していただくということを踏まえると、外国人住民も対象にすべきではないか。対象とする範囲は、日本人と同様ということで、3か月以上の居住があればよいのでは。
 - ・ 外国人住民を対象とすることに反対ではないが、3か月という期間で長崎 市政のことがどれだけわかるかという点に疑問があるので、対象とする範囲 は限定をするべきではないか。
 - ・ 長崎市は国際都市を謳っているので、外国人住民は対象とすべきであり、 他都市に後れをとってはならない。
 - 外国人住民を対象とするかという点については、論点として大きいところであるので、議会の意見も参考としたい。

| 第4回審議会での意見

- ・ 法的拘束力がない制度であることを考慮すると、特別永住者と全ての中長期在留者を認めてよいのではないか。
- ・ 全ての中長期在留者を認めると、外国籍の方が転居してきて投票行動を起 こすという可能性も考えられるので、中長期在留者は限定(永住者、定住者 等の出入国管理及び難民認定法別表第2の範囲)することがよいのではない か。
- ・ 全ての中長期在留者で、日本に3年の居住ということがよいのではないか。 居住制限の年数を加える理由としては、短期留学生などは言葉が分からず、 1~2年で帰る前提なので、市政に興味を示さないのではないかということ が考えられる。
- 日本人とのバランスを考えると、日本人も転勤などがあり、一定の期間を 要件として求めるのはいかがなものか。

エ 審議会での議論の結果

- ▶ 「年齢要件」は、公職選挙法に準じて18歳以上とする。
- ▶ 「住所要件」は、公職選挙法に準じて3か月以上とする。
- ▶ 「国籍要件」として、外国人住民の投票を認める。
- ▶ 投票を認める外国人住民の範囲は、「特別永住者」と「中長期在留者」とする。 ただし、中長期在留者に居住年数の下限を定めるかは、意見が分かれた。

[参考] 外国人住民の区分

法律	住民区分	別表 区分	在留資格別 (R1.7末現在人数 3,736人)
出入国管理及び難民認 定法	中長期在留者	別表 第 1 別表 第 2	留学(1, 177人) 技術・人文知識・国際業務(331人) 家族滞在(249人) 技能実習2号口(247人) 技能実習1号口(136人) 特定活動(92人) 技能、教授、企業内転勤など(320人) 永住者(778人) 日本人の配偶者等(167人) 永住者の配偶者等(21人) 定住者(65人)
日本国との平和条約に 基づき日本の国籍を離 脱した者等の出入国管 理に関する特例法	特別永住者	_	特別永住者(153人)

(3) 発議に関する事項

【主な論点】 ▶□ 住民発議に要する署名数

- ▶㎞ 議会による発議

ア 他の自治体の状況等

▶⑦ 住民発議に要する署名数

住民が住民投票実施の請求をする場合には、一定数以上の署名を集める必要があるが、その割合は様々となっている。

a 3分の1以上とした理由

地方自治法における議会の解散請求や議会の議員・長の解職請求に準じて「3分の1以上」と設定(調査対象42市のうち9市)

署名が集まれば議会や長の判断とは関係なく住民投票が実施されることや、住民投票は自治体の将来を左右する重大な事項を対象として実施されることなどを重視した考え方などによるもの

b 4分の1以上とした理由

議会の議決を要件としない住民投票の実施に当たっては、より高い慎重性の確保が必要と考えられるため、最もハードルの高い地方自治法における議会の解散や議会の議員・長の解職請求の要件を踏まえ、これに次ぐ厳格性を担保するという考え方などによるもの(調査対象42市のうち7市)

c 5分の1以上とした理由

地方自治法における議会の解散請求や議会の議員・長の解職請求に必要な要件より基準を緩和しつつ、実際の対象人数から見て制度の乱用に繋がらないとの考え方などによるもの(調査対象42市のうち7市:鴻巣市など)

d 6分の1以上とした理由

重要課題の判断を求める住民投票実施請求を規定した法律に市町村合併 特例法があり、当該法律における合併協議会の設置請求に必要な要件を基準とした考え方などによるもの(調査対象42市のうち16市)

e 10分の1以上とした理由

他の自治体の事例や当該自治体における過去の直接請求等の署名の実績などを参考として、実際に署名収集が可能な数や発議の乱発防止の点などを具体的に検討したことによるもの(調査対象42市のうち3市:川崎市、広島市、野田市)

f 50分の1以上の署名と議会の議決

一定数以上の署名が集まれば、議会や長の判断とは関係なく住民投票が 実施されるもの以外として、有権者の50分の1以上の署名により住民投 票の実施を請求し、議会へ付議するという、条例の制定又は改廃の直接請求 に準ずる手続を併せて定めている自治体がある(上記a及びbのうち5市: 上越市、小諸市、野洲市、名張市、嘉麻市)。

▶(I) 議会による発議

議会による発議を認めている自治体が33、認めていない自治体が9となっている。

- a 定数の12分の1以上の賛成 ⇒ 出席議員の過半数議決 地方自治法第112条における議会の議員による議案の提案及び議会の 議決の規定に準じている(調査対象42市のうち28市)。
- b 定数の3分の1 or 6分の1以上の賛成 ⇒ 出席議員の過半数議決 住民投票の重要性と住民による投票実施の請求のハードルなどを考慮し、 議員による議会への提案要件を設定している(調査対象42市のうち5市: 輪島市1/6、臼杵市1/3、杵築市1/3、鴻巣市1/3、芦別市1/3)。
- c 出席議員の3分の2以上の特別多数議決 議員による議会への提案要件を厳しく設定するほか、議決要件も地方自 治法における特別多数議決に準じた取扱をしている(輪島市のみ)。
- d 定めていない

議員は、地方自治法上、条例案を提案する権限が付与されており、議会は、当該議員の発議に基づき、出席議員の過半数の賛成で住民投票条例を制定することができることから、議会による請求権を定めていない(調査対象42市のうち9市)。

市長が自らの判断により住民投票を実施できることとしている自治体が 34、認めていない自治体が8となっている。

また、市長が住民投票の実施を判断したときは、議会による一定の関与 (議決、協議、審査会など) を経なければならないということを定めた自治体もある。

※34市のうち、議決1市(鴻巣市)、協議2市(川崎市・四国中央市)、同意 1市(臼杵市)、審査会1市(逗子市)

イ 議会の意見

(発議者)

▶ 市長並びに議会は除外してはどうか。

(必要署名数)

- ▶ 住民投票の対象事項は市政に関する重要事項となるが、市政上の重要事項の判断基準は個人それぞれ違うことから重要事項の確認の意味でも議員・長のリコール、議会解散程度の基準が必要である。また、地方自治法に基づく個別型住民投票条例も選択できることから、一定のハードルが必要であるなどの理由から、次のような意見が出された。
 - 3分の1以上から6分の1までの間としてはどうか。
 - 5分の1以上または6分の1以上としてはどうか。
 - ・6分の1以上

一方で、10分の1以上くらいとしてはどうかとの意見も出された。

ウ 審議会での主な意見

(住民発議に要する署名数)

『 第2回審議会での意見

- 人口規模が大きい自治体ほど、署名数の割合を抑える傾向がみられる。
- ・ 近年の地方自治法に基づく条例制定の直接請求における署名実績は1/10に達していない。広く市民の声を聴きたいということを考えると、1/10以上が適当ではないか。あとは投票率による成立要件も大きく関係してくるところである。
- ・ 地方自治法に基づく条例制定の直接請求が否決されたのは、市・議会が意見を聞いておかなければいけないと考えるインパクトのある署名数だと判断しなかったためであるともいえるので、インパクトのある割合を設定することが必要だと考える。同規模の都市をみると、その割合は1/6程度が適当ではないか。
- ・ 住民投票を1回すると約1億円かかるという反面、住民の関心を高めるためには門戸を広くした方がいいということもある。
- ・ 署名を集めるのも大変な労力がかかるので、1 / 3 という割合は長崎市の 人口規模からして実現不可能な割合と考えられる。
- 署名数の割合については、論点として大きいところであるので、議会の意見も参考としたい。

州 第4回審議会での意見

※必要署名数については、成立要件と合わせて検討が行われた。

- ・ 知り合いから頼まれて署名することもあることを考えると、1/10以上では低いと感じる。署名する側も労力が必要で、中心部だけではなく中心部以外の地区にも届く必要がある。皆さんが納得して自主的にという意味でも1/6以上が妥当ではないか。
- ・ 成立要件は、今回の条例制定の経緯やボイコット運動が起こりかねないことなどを踏まえると設定すべきでない。一方、必要署名数のハードルはある程度高く設定して乱発は避けるということで、1/6以上が妥当ではないか。
- ・ 住民投票した場合に、民意といえる投票数が期待できることが必要であり、 あまりにも投票数が低すぎると、費用だけかかってしまって投票した結果に プライドを持てない。民意というだけの投票数に至り得る署名数として、1 /6以上が適当ではないか。
- ・ 第2回審議会では個別型住民投票の署名数を考慮しつつ、新しい制度ができることで市民の意識が少しずつ変わって行くことを期待して1/10以上と考えていたが、現実的に1/6以上が妥当と考える。
- ・ 1/6の署名を集めたとすると、5万9000を超える相当数の署名となるため、成立要件は必要ない。

・ 住民全体で自ら決めたということを考えると、結果は開票すべきではない か。

(議会による発議)

- 第2回審議会での意見
 - 議会は自ら条例を発議することができ、そして自ら議決することができる。

(長の発議)

- 7 第2回審議会での意見
 - ・ 長の発議を認める場合の弊害として、過去に長と議会が対立したときに長が民意を盾にしたツールとした例がある。長が選挙により選ばれたということを尊重するのであれば認めるということも考えられるが、長にのみ発議権を認めると、場合によっては長が議会より優位になるという可能性もある。

(その他の意見)

- 『 第4回審議会での意見
 - ・ 直近の参議院選挙の投票率を勘案すると、5万5千(1/7程度)~7万(1/5程度)の署名数を集められればよいのではないか。投票率に連動させるという訳ではないが、(直近選挙の)投票者数(約15万人)の1/3程度なら政治的関心も高いといえるのではないかと思う。
 - ・ 投票に約1億円かかることも考えると、民意を示してもらう必要もある。
 - ・ 過去の個別型住民投票の署名数実績等から考慮して、1/6~1/10の 割合も意見として残してはどうか。

エ 審議会での議論の結果

(住民発議に要する署名数)

▶ 住民発議に要する署名数の割合は、有権者の1/6以上が大半を占める。ただし、1/6~1/10までの間とする意見もあった。

(議会による発議)

▶ 設けない。

(長の発議)

▶ 設けない。

(4) 投票の形式

▶ 例 選挙との同日実施

ア 他の自治体の状況等

▶□ 選択肢の規定方法

投票結果に様々な解釈を極力生じさせないよう二者択一方式で賛否を問う 方法としている自治体が30市、岸和田市や大和市などの12自治体では、市 長が認める場合に、これ以外の選択肢の設定も可能としている。

▶세 投票期日

「住民投票の実施が決定した日(又は決定の日から30日を経過した日)から『90日』を超えない範囲(引き続き3か月以上住所を有すると定めていることとの整合を図り、一時的に有資格者になることを目的とする転入を防ぐため。調査対象42市のうち34市)や地方自治法第261条に規定された地方自治特別法の制定に係る住民投票の期日に準じて「31日以後60日以内」としている自治体(坂戸市、芦別市)もある。

▶ 例 選挙との同日実施

住民投票の投票日に国や地方の選挙が行われることとなったときは、投票日の変更や選挙と異なる日としなければならない旨を定めている自治体(調査対象42市のうち4市:上越市、防府市、山陽小野田市、宮古市)、投票日の変更や選挙と異なる日にできる旨を定めている自治体(調査対象42市のうち28市)がある。

一方、選挙の期日と同じ日に住民投票を実施することを原則としている自 治体(川崎市、銚子市及び野田市)もある。

イ 審議会での主な意見

|7| 第2回審議会での意見

- 沖縄県の住民投票では、特殊な経過があって複数の選択肢(賛成、反対、 どちらでもない)となっているもので、二択で住民の意思を問うというとこ ろまで議論が熟していないものを住民投票するということは適していない。
- ・ 投票期日の設定は、実務上必要な準備期間を考慮する必要があるため、事 務局や選挙管理委員会より説明を受けて判断することが良いと思う。
- ・ 選挙との同日実施については、外国人住民の投票所入場の関係などの支障 を確認する必要がある。
- ・ 選挙との同日実施であれば投票率の向上が期待できるが、選挙の公正性の 確保とのバランスを考える必要がある。
- 選挙との公正性の問題については、選挙管理委員会への確認も必要である。

第4回審議会での意見

- ・ 投票期日を90日を超えた日に設定すると、住民投票のために住民票を 移すことで、投票権を得ることが可能となってしまう。
- ・ 衆議院選挙が突然入ってくる場合や、市長選の日程が決まっている場合 など様々なケースが考えられる。「同日実施を原則とする」などを定めない ようにしても良いのではないか(同日実施については、肯定も否定もしな い。)。
- ・ 事務手続上90日での実施が不可能な場合に限り、120日に延ばすべき である。

ウ 審議会での議論の結果

- ▶ 「選択肢の規定方法」は、二択とする(例外は設けない)。
- ▶ 「投票期日」は、90日を超えない範囲とする。ただし、選挙と日程が重複し、 事務の執行が困難である等やむを得ない事情がある場合は、120日を超えない 範囲とする。
- ▶ 「同日実施の可否」は、原則や例外を設けず、個別に判断する。

(5) 成立要件

【主な論点】 ▶ □ 投票率による成立要件

ア 他の自治体の状況等

▶ 別 投票率による成立要件

一定の投票率に達しない場合、開票しても十分な民意をくみ取れないおそれがあると考えられることから、住民投票の成立要件として「投票資格者の2分の1以上の投票」を成立要件として定めている自治体が多い(調査対象42市のうち26市)。

一方、投票率による成立要件を設けていない自治体もある(調査対象 4 2 市のうち 1 6 市)。

住民投票が成立要件を満たさなかった場合に、開票するか否かについても 対応が分かれている。

不成立の場合でも開票(該当26市のうち3市:上越市、白岡市、芦別市) する理由として、投票結果を受けた議会や長の対応に説明責任があるという ことなどが挙げられる。

※ 長崎市の直近3カ年の投票率と投票者数

	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 1	H 3 1	R 1
	衆議院選挙	県知事選挙	県議選挙	市議選挙	市長選挙	参議院選挙
有権者数	361, 407 人	359, 085 人	352, 563 人	350, 395 人	350, 395 人	355, 179 人
投票者数	197, 873 人	105, 932 人	157, 512 人	165,826人	165, 847 人	151, 228 人
投票率	54. 75%	29. 50%	44. 68%	47. 33%	47. 33%	42. 58%

イ 議会の意見

- ▶ 市政の重要な施策・事項だと判断するためには、市民の関心がどれほど高いかがその裏付けとなること、民意として確認するためには成立要件は必要であるとの理由から、次のような意見が出された。
 - 50%以上(過半数)の投票が必要としてはどうか。
 - ・ 統一地方選挙等の投票率も50%を下回っていることから、直近の統一地方 選等の投票率以上としてはどうか。

一方で、

- 必要署名数が6分の1以上であれば不要ではないか。
- ・ 市民の意思を尊重すること及び例えば署名数が6分の1以上集まるような 重要案件であれば投票率も過半数以上は超えるのではないかとの理由から、成 立要件は不要である。

との意見も出された。

ウ 審議会での主な意見

- |7| 第2回審議会での意見
- ・ 意見が分かれるところかと思うが、投票ボイコット運動を招くおそれもある ことから、投票率による成立要件は定めるべきではない。投票率が下がると、 その分重みが下がっていくだけ。
- ・ 投票ボイコット運動が行われてしまうことで、また市政に対して関心がなく なることになりかねない。
- ・ 自治体の人口規模ごとの成立要件設定の傾向を把握したい。
- 第4回審議会での意見

※成立要件については、必要署名数と合わせて検討が行われた。

13ページ「W 第4回審議会での意見」参照

エ 審議会での議論の結果

▶ 「投票率による成立要件」は、設定しない。

(6) 再請求・再投票

【主な論点】 ▶□ 再請求・再投票の制限

ア 他の自治体の状況等

▶□ 再請求・再投票の制限

住民投票を実施した後、一定の期間、住民投票実施の再請求等を制限する 規定を設けている自治体が多い(調査対象42市のうち38市)。

また、この場合の制限期間を「2年」としている自治体が多い(36市)が、これは、投票結果の安定を図りつつ社会情勢の変化にも対応できるようにするために適当な期間であると考えられること、議会の議員や長の選挙が4年毎に行われるため、少なくとも2年経過すれば選挙の争点になりうるという点を考慮したものである。

一方、法律に定められた住民投票には制限が設けられていないということ、 署名収集のハードルを高くすることにより再請求は事実上困難であることな どから、制限期間を設けない自治体(3市)もある。

イ 審議会での主な意見

| 第2回審議会での意見

- ・ 住民発議に要する署名数の割合を低く設定(1/10~1/6)することも考慮し、少なくとも選挙の期間の半分程度は制限期間を設定する必要がある。
- ・ 成立要件を設定しないため、一定期間の制限を設ける必要がある。
- 2年という期間が経過すると状況も変わっていることが考えられる。

ウ 審議会での議論の結果

- ▶ 「再請求・再投票の制限」は、設定する。
- ▶ 「制限する期間」は、2年とする。

(7) 投票運動

【主な論点】 ▶□ 投票運動の制限

ア 他の自治体の状況等

▶□ 投票運動の制限

条例に基づく住民投票については、公職選挙法の規定は適用されない。 住民投票は特定の案件について賛否を問うものであり、十分な議論や情報 により判断される必要があることから、住民投票における投票運動について は、可能な限り自由としたうえで、公正な住民投票運動が行われるよう脅迫、 強要及び買収といった住民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉される ような行為については制限されるべきとしている自治体が多い(調査対象 4 2 市のうち 3 9 市)。

イ 審議会での主な意見

- | 第2回審議会での意見
 - ・ 最低限の投票運動の制限は設定すべき。
 - 買収は刑法で罰せられないので、買収は設定する価値がある。
 - ・ 選挙と同日実施した場合に選挙運動と投票運動の区別をどのようにつける のかという問題がある。

ウ 審議会での議論の結果

- ▶ 「投票運動の制限」は、設定する。
- ▶ 「制限する事項」として、買収は設定する。

参考資料



1 各市一覧比較表

Ala.	GΔ	白沙丹农	人口		#=<= m	対象事項	有相	個者以外	•	発案権者		住民発議に		***************************************	投票の形式等	成立要件 (投票 再請求・再投		別名用でのかまず
NO.	区分	自治体名	H30. 1. 1現 在	面積	施行日	(○番号は除外事項)	外国人	18才未満	市長	護会	署名数	対する議会の関与	署名数の考え方	選択肢の数 定方法	投票期日	(投票率)	再請求・再投票	別条例での位置づ
1	政令市	川崎市	1, 488, 031	144. 35km	H20. 6. 24	市政に係る實要事項 (現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民 の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照ら し、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるもの) ①法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項 ②住民投票を実施することにより、特定の個人に要するお社の地域の住民等の権利等を不当に侵害するお特定の地域の真質をあり、特定の当時にある事項 ③専ら特定の地域に関する事項 ④市民が納する事項 ⑤をおけては民投票に付することが適当でないと認められる事項 ⑤をの他住民投票に付することが適当でないと認められる事項	0		○ (要議会協 議)	1/12以上 (要議決)	1/10以上	の3分の2 以上の者の 反対がある ときは実施	他の自治体の事例や本市における過去 の直接請求の事名の実績などを過去 として、実際に署名収集が可能な数を あり、また、発験の乱発防止という点 も十分に考慮し、投票資格者総数の10 分の1以上としている。	2者択一	市ら初域域同日(い他期票困に選をるのしるのにじと住るの日の難認挙住これを行部むをる投項由にじとると日票で告経わを選住も要のにじとると日票で告とれるのの投と付急りをるさきと別るのが投と付急りをるさきと別ができる。		既が開た。は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	川崎市自治基本条例
					`													-
2	政令市	広島市	1, 195, 327	906. 68km	H15. 9. 1	市政運営上の重要事項 (現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの) ①市の機関の権限に属しない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③専ら特定の市民又は地域に関係する事項 ④市の組織、人事又は財務の事務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	0				1/10以上			2者択一	市長は、告示の日から 起算して90日を超えない 短期内において住民 投票の投票の期日を定 め、住民投票を実施す るものとする。	1/2以上	この条例による住民 投資(住民投資を除 (住民投資合を除 く。)には、その を は、 を は、 を の は、 を の は 、 と に は 、 と の は 、 は 、 と の の の に は 、 に る の の の に の 、 の の に の 、 の に の 、 の り 、 の り 、 の り 、 の り の り 。 り 。 り 。 り 。 り 。 り 。 り 。 り 。 り	
3	中核市	川口市	600, 050	61. 97km	H25. 4. 1	市政に関する特に重要な事項 (川口市の自治の実現に重大な影響を与える事項 であって、市民に直接その賛成又は反対を問う必 要があるもの) ①市の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づいて投票を行うことができる 事項 ④市内部の事務処理に関する事項 ④市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項				1/12以上 (要購決)	1/6以上		市民請求に必要な署名数については、 この条例による市民投票制度と地方自 治法における条例制定、改廃の直接請 求との制度の違いを考慮し、市民投票 制度の安定した運用に重点をおき請求 資格者の6分の1と定めたものであ る。	2者択一	市請は投に公しかの会にと管る項囲で市請は投に公しかの会にと管る項囲でを選んを担います。	1/2以上	制限規定なし	川口市自治基 本条例
4	中核市	豊中市	405, 974	, 36. 38kmi		市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項 (市及び市民全体に利害関係を有する事案であっ て、市民に直接その賛否を問う必要があると認め られるもの) ①市の権限に属しない事項。ただし、市の意思と して明確に表示しようとする場合は、この限りで ない。 ②議会の解散その他法令の規定に基づき市民が投 票を行うことができる事項 ③市の組織、人事又は財務に関する事項 ④前3号に掲げるもののほか、市民投票に付するこ とが適当でないと明らかに認められる事項	0				1/6以上		は、では、からけんにあっていています。 う協議会の設置を請求し議会がこれの 否決した場合、有権者の6分の1以上の 署名をもって、協議会設置の是非を問 う住民投票を請求できることになって います。このような事例や豊中市の有 権者数(約30万人)などを勘案し、請 求に必要な署名数を6分の1とした。	市長が必要を表し、以下では、大学では、大学では、大学では、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	を表示の日内内の表示には、一大学の日内内の記算して9月が10日内の記算して10日内の記述を表示の日内の記述を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を		制限規定なし	豊中市自治基 本条例

	7/	自治体名	人口	DE SE	##:400 FB	対象事項	. 有権	者以外		発案権者	1	住民発議に	関クエネッミ よ		投票の形式等	成立要件	7 24 A 7 10 70	Die Die et
	分	日泊体名	H30. 1. 1現 <u>在</u>	面積 	施行日	(○番号は除外事項).	外国人	18才未満	市長	議会	署名数	対する議会の関与	署名数の考え方	選択肢の規 定方法	投票期日	(投票 率)	再請求・再投票	別条例での位置づ
5 特任	列市	大和市	236, 675	27. 06km	H18. 10. 1	市政に係る重要事項 (市全体に重大な影響を及ぼす事案であって、住 民に直接その意思を問う必要があると認められる もの)	0	16才以上	0	1/12以上 (要議決)	1/3以上		住民からの住民投票実施の請求に定に を署名の数は、地方自コール)請求に では では では では では では では では では では	(市ときに以肢を形ことを形にがめ、りのら択にがめ、りのら択にが逃式とか逃式とがといる)のられにがなる。要と案3択つるるき	選挙管理委員会は、、市た日をはあり、市た日が東京の通知のでは、、のののでは、一次ののでは、大きなのができないでは、大きなのでは、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きないが、ないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、		条例による住民投合は、なる住民投合は、なれた場合は、そのは、全人のは、全人のは、全人のでは、全人のでは、全人のでは、全人のでは、全人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、大人のないは、大人のないは、ないは、大人のないは、大人のないは、ないは、大人のないは、ないは、大人のないは、大人のないは、ないは、大人のないは、大人のないないは、ないは、大人のないは、ないないは、ないは、大人のないないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ない	· 大和市自治基 本条例
5 特份	列市	厚木市	225, 654	93. 83km	H25. 4. 1	市全体に重大な影響を及ぼす事項で、市民に直接 その意思を確認する必要があると認められるもの ①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思と して明確に表明しようとする場合は、この限りで ない。 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができ る事項 ③予算、組織、人事等市の執行機関の内部の事務 処理に関する事項 ④専ら特定の市民又は地域に関する事項 ⑤前各号に掲げる事項に類すると認められる事項			0	1/12以上 (要議決)	1/5以上		他の事例や本市ないます。 一位の事例や本市ないます。 一位の主流を数での投票をできる。 一位の大学の大学をできる。 一位の大学をでいます。 一位の大学をでいます。 一位の大学をでいます。 一位の大学をでいます。 一位の大学をでいます。 一位の大学をでいます。 一位の大学をでいます。 一位の大学をでは、 一位の大学をでは、 一位の大学をでは、 一位の大学をでは、 一位の大学をでは、 一位の大学をでは、 一位の大学をでは、 一位の大学をでは、 一位の大学をでは、 一位の大学をでは、 一位の大学をでは、 一位の大学をといます。 一位の大学をといるでは、 一位の大学をといると 一位の大学をと 一位の大学を 一の大学を 一の大学 一の大学を 一の大学 一の大学を 一の大学を 一の大学 一の大学を 一の大学 一の大学を 一の大学を 一の大学 一の大学を 一の大学を 一の大学 一の大学 一の	2名(住項ーいはのら択にがる。 楽事に上り、東京が難した。 は、選がするできる。 は、選がするできない。 は、選ができる。 というには、 2 は、 3 は、 4 は、 5	選挙管理委員会は、、起生の は、起たい を を を を を を を を を を を を を を を を を を を		住民投票が実施されれた場所をは、 を場合は、され過ぎを表現では、 を表別では、 を表別では、 を表別では、 を表別では、 ののでは、 ののででは、 ののでででである。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 でできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 でできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 ででできる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	厚木市自治基本条例
7 特份	列市 - 卢	学和田市	196, 871	72. 68km	٠.	岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題 (市及び住民全体に利害関係を有する事案であって、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの) ①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③市の組織、人事及び財務に関する事項 ④前3号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	0				1/4以上	,	市民からの直接請求の要件で最もハードルが高いのが、議会の解散、議員の解散を請求する際の「その総数の 引のの1との者のにであり、最近の所以、最近の情求が議会の長が、最近では民投票を請求する「そ」のが計画をは、	市ときに数か選ば長認はよのら択にがめ、り選一すよのの訳にするのの訳になる。	選挙である東京では、とのでは、とのでは、とのでは、、起第90日をないでは、起のでは、起のでは、起のでは、起のでは、起のでは、起のでは、起のでは、起の		住民投票が実施され果が実施結果、そのからでないます。 では、そのからでのでは当までは、 はは、そのからでででは、 では、まずでは、 はは、まずでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	岸和田市自治 基本条例
8 特伊	孙市	上越市	195, 200	973. 81km	H21. 10. 1	市政運営に係る重要事項 (市及び市民に直接の利害関係を有する事項(市及び市民に直接の利害関係を有する事項(市の権限に属さない事項にあっては、対外的、市民の間思を表示するものに限る。)であって、電量に重接の利益を表示するものに限る。)であって、電量に重接の利益を表示するもの。 意見の相違にを表示するもの。 意見の相違に重接との対応を問じた。 意見の相違に直接との対応を表示を問じ、かあるもの) であるもの)であるものが、市議会議員又は市長の解職その解職をのがあるものが、市議会議員又は市長の解職そのにまるを事項を表示を表示できる事項を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	.0		0	1/12以上 (要議決)	「1/4以 上」 上は 「1/50以上 +讃決」		地方自治法に定める直接請求の手続と 同様に実施する。 ・「50分の1以上4分の1未満の連署」 ⇒市議会の議決を経て実施 ・「4分の1以上の連署」⇒市議会の議 決を経ることなく実施	2者択一	選挙のようなときをなっている。) 選挙のようのは、起し日い東京のようのは、起したのは、起したのは、起したののは、起いのでは、起いのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	1/2以上 不成立で も 開票する	市民は、市民投票に一項に、市民はれた事場所は、市民投票の事では、大事場所の事では、大学の事では、大学の事では、大学の事では、大学の事では、大学の事では、大学の事では、大学の事では、大学の事では、大学の主義をは、ためいないないまする。	上越市自治基本条例

1 各市一覧比較表

Г	Τ		·	人口			対象事項	有権	者以外	-	発案権者		住民発議に		<u> </u>	投票の形式等	成立要件		
No.	区分	分	自治体名	H30. 1. 1現 在	面積	施行日	(○番号は除外事項)	外国人	18才未満	市長	議会	署名数	対する議会の関与	署名数の考え方	選択肢の規 定方法		(投票 再 率)	請求・再投票	別条例での位置づけ
9	その	他	苫小牧市	172, 373	561. 16km	H28. 4. 1	市政の重要な課題 (市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって、市民に直接その賛否を問う必要があると 認められるもの) ①法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ②南の組織、人事又は財務に関する事項 ③南ら特定の市民又は地域に関する事項 ④前3号に掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	0		0	1/12以上 (要議決)	1/4以上		市民請求については、必要な署名が収集されれば、住民投票が確定的に実施されることから、必要署名数については、高度の慎重性と厳格性が求めれる数とすることが適当である。	2者択一	市長は、30日以後90日以後90日以後90日以内(10日以内の日本)の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の世間との日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	場のさ過同事つ実施	投票がは、 では、 には、 には、 にのおらでのするでするのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	苫小牧市自治 基本条例
10	その	他	栃木市	162, 027	331. 50km	H27. 9. 1	市政に係る重要事項 (現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与 え、取りは与える可能性のある市政に係る重要事項 あって、住民に直接その意思を確認する必要が あっと認められるもの) ①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思と して明確に表示しようとする場合は、この限りで ない。 ②なの規定に基づき住民投票を行うことができ ③地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手 数料の徴収に関する事項 ④専ら特定の市民又は地域に関する事項。ただ し、市民会はに影響り ・市民会はに影響り ・市民会は、この限りでない。 ③ない事項。ただ との場合は、この限りである。 の場合は、この限りである。 の場合は、この限りである。 の場合は、この限りでない。 の場合は、この限りでない。 の場合は、この限りでない。 のもの他住民投票に付することが適当でないと認 のられる事項			0		1/6以上			住民投票事 一いは、3以肢を別している。 3以肢を別している。 3以肢を別したののです。 3以肢を形でいる。 3以肢を形を形でいる。 4、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2	市長は、告示の日から 起算が開めて、日本的 を記算の日をいたで、 で割りた。 の日をいたでは、 でもいたでは、 ではないでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 できないできないできる。 できないできないできる。 できないでは、 できないでは、 できないできないできる。 できないできないできないできないできる。 できないできないできないできないできないできない。 できないできないできないできないできないできないできないできない。 できないできないできないできないできないできないできないできない。 できないできないできないできないできないできないできないできないできない。 できないできないできないできないできないできないできないできないできないできない	投票 合は、 2年 同旨 いて	条例による住民場 が実施示にはなり では、間の重に では、要素を はできない。	栃木市自治基 本条例
11	・ その	他	野田市	154, 784	103. 55km	H23. 6. 29	市政に係る重要事項 (現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与えて、現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与えて、市のである事項である状況は反対をでいる。 の事情に思いるとき接その賛成又は反対を確認する必要があるもの) ①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思とでない。 企業があるもの) ①市の権限に基づき合うにといる。 であるが直接請求を行うことをの他選挙権を方とない。 の規定に基づき行うことの他選挙権を方とは、この限りでない。 の規定に基づき行うにとの他選挙権を方とは、 でいた、第1の規定に基づきる事項(地方に関する事項を除くの制定とは場合における当時であって、 であって、競する事項を除く、) ③市ら特定のである事項を除く事に関する事項 ③前の特定のである。) ③中ら特定のではいた。) ③中の特定のでは、といいののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののである。 ののでは、 ののである。 ののでは、 ののでののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 の			•	1/12以上 (要議決)	1/10以上		近隣自治体の制定状況を考慮したうえで、低く設定し濫用される危険性と、高く設定しすぎると市民の関心の高い事項について意見を聞くとした趣旨に反すると考え、1/10以上とした。	2者択一	市起たた選住る内とにのと独き ・ 大変を表現しています。 ・ 大変を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	から2 までで は同 て住!	音果の告示の日 注年間が経過一名 力間の事実に一つい 言の表を実施の を表することがで い。	

Ī	区分	自治体名	人口 H30.1.1現	面積	施行日	対象事項		者以外		発案権者		住民発議に 対する議会	署名数の考え方	選択肢の規	投票の形式等	成立要件 (投票	再請求·再投票	別条例での位置づけ
	E-71	——————————————————————————————————————	在在	PATE	WG11 PI	(○番号は除外事項)	外国人	18才未満	市長	議会	署名数	の関与	13 14 3V 47 1-0 1/2 1/2	定方法	投票期日	率)	1740-75 1720-75	
						市政に関する重要事項 1 市全体に重大な影響を与え、または与える可能性の ある事項で、住民に直接意思を確認する必要があるも			•									
					 	の) 2 重要事項は、次に掲げる事項すべてに該当するものでなければならない。		-	r									
					•	(1) 市および住民全体に利害関係を有していること。 (2) 住民の間または住民、議会もしくは市長の間に重大 な意見の相違があること。												
						(3) 住民の間または住民、議会もしくは市長の間で、事項についての議論が熟し、議論としての最終段階であ							「市町村の合併の特例に関する法律」 においては、住民が合併について話し 合う協議会の設置を請求し議会がこれ	(/_/_ /_ /_	市長は、通知があった 日から起算して90日		この条例による住民 投票が実施された場	
						ること。 3 既に住民投票に付された事項または議会もしくは市 長その他の執行機関により意思決定が行われた事項に							を否決した場合、公職選挙法上の選挙 権を持つ者の6分の1以上の署名を	と認めたと	を超えない範囲内において住民投票の期日を定めなければならな		合は、その結果が告 示されてから2年が	
	その他	草津市	132, 885	67. 82km²	H25. 3. 31	あっては、改めて住民に直接その意思を確認すること が必要とされる特別な事情が認められるものでなけれ ばならない。			0	1/12以上 (要議決)	1/6以上	·	もって、協議会設置の是非を問う住民	1 - 120 1 - 14	たのなりればならない。(投票日に選挙が を行われるときその他市	1/2以上	経過するまでの間は、同一の事項または必該事項を同じの	草津市自治体 基本条例
						①特定の個人または団体の権利等を不当に侵害するお							投票を請求できることになっていることから、住民投票の請求に必要な署名 数として、同法における合併協議会設 置請求に必要な署名数と同様、公職選		長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができ		は当該事項と同旨の 事項について請求を 行うことができな	
ļ						それのある事項 ②専ら特定の住民または団体および特定の地域にのみ 関係する事項							■ 講示に必要な著句数と同様、公稼送 挙法上の選挙権を持つ者の6分の1以 上とする。	る。)	a.)		١١.	
						③市の組織・人事・財務に関する事項 ④法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる 事項												
						⑤市の権限に属さない事項 ⑥地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手											:	
						数料の徴収に関する条例の制定または改廃 (⑦前各号に定めるもののほか、住民投票に付すことが 適当でないと明らかに認められる事項			,	-								
		,				市政運営上の重要事項 (市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問								2者択一 (住民投票			結果が告示された日	
						う必要があると認められる事項であって、市及び 市民全体に直接の利害関係を有するもの)								一により糞	「住民投票の期日は、通 制知のあった日から起算		の翌日から起算して 2年が経過するまで の間は、同一の事案	
	その他	鴻巣市	119, 029	67. 44km	H25. 6. 28	①市の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができ			○ (要議決)	1/3以上 (要議決)	1/5以上			いては、3	フレて30日を経過した日 から90日を超えない範 で、選挙管理委員	1/2以上	又は当該事案と同旨 の事案について第3	鴻巣市自治基 本条例
		-				る事項 ③専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項							i .	肢からーで を選択する	会が定めるものとする。		条の規定による請求 又は発議を行うこと ができないものとす	
						⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付する ことが適当でないと明らかに認められる事項			•					形式による ことができ る。)	2		a.	
			,			市政に係る重要事項 ・現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与												
						え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、市議会若しくは市の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照ら									選挙管理委員会は、通 知があった日から90日		住民投票が実施され	
				-		し、住民に直接その意思を確認する必要があるもの)			•				住民投票を請求が想定される事案等を		を超えない範囲内において住民投票の投票日		た場合は、その結果 が告示されてから2年 が経過するまでの間	
} -	その他	奥州市	118, 852	993. 30km	H21 10 1	①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りで	0		0	1/12以上 (要議決)	1/6以上		勘案し、市町村の合併の特例等に関す る法律第4条において合併協議会の設 置を請求できる署名数である「総数の	2者択一	を定めるものとする。 (当該投票日に選挙が 行われるときその他委	1/2以上	は、当該住民投票を実施した重要事項と同一のものについ	奥州市自治基 本条例
						ない。 ②法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項							6分の1の連署」に合わせた。		員会が特に必要がある と認めるときは、投票 日を変更することがで		同一のものについ て、住民投票の請求 等をすることができ	
						③特定の市民又は特定の地域のみに関係する事項 ④市の組織、人事又は財務に関する事項			-						日を変更することかできる。)		ない。	
					<u>.</u>	⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項						· 						. `
				; ;		市政に関する重要な事項 (市及び住民全体に重大な影響を及ぼす事項で あって、住民の意思を直接確認する必要があると									市長は、告示を行った			,
	1			,	•	認められるもの)		j 		i i	1				日の翌日から起算して 30日を経過して90日を 超えない範囲内におい		 	
ن ا	その他	北見市	118, 787	1, 427. 41km	H27. 12. 1	①市の権限に属さない事項。ただし、市として意思表明をしようとする場合は、この限りでない。②法令の規定に基づき住民投票を行うことができます。	. 0		0	1/12以上	1/6以上	 	本市の投票資格者数や他自治体の事例	2者択一	て住民投票の投票日を 定めるものとする。	1/2以上	同一事項又は、同旨 の事項については、 結果告示から2年間、	北見市まちづ
				.,,		る事項 ③専ら特定の住民又は地域に関係する事項			~	(要議決)		 	等を勘案したもの		(市長は、選挙が行われるとき、その他市長が特に必要があると認	į.	請求又は発議を行う ことができない。	くり基本条例
						④市の組織、人事、財務及び事務処理に関する事項⑤金銭の増減又は徴収に関する事項									めるときは、投票日を ! 変更することができ	!		
						⑥前各号に掲げるもののほか、住民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項									న 。)			<u> </u>
					-										-			

			人口			対象事項	有権	者以外		発案権者		住民発護に	<u> </u>	<u>. </u>	投票の形式等	成立要件		
No.	区分	自治体名	H30. 1. 1現 在	面積	施行日	(○番号は除外事項)	外国人	18才未満	市長	議会	署名数	対する議会	署名数の考え方	選択肢の規		(投票	再請求・再投票	別条例での位置づけ
16	その他	掛川市	117. 835	265. 63km	H26. 10. 1	市政に関する特に重要な事項 (市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事項で 市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事項で あるで、 の事情に重大な影響を及ぼす事項で の間に重大の間とは住民、市議会者しくは市長の の事情に無いし、住民に直接その意思を確認する 必要があるもの) ①市の機関の権限に属さない事項(市の意思として 明本の規定に基づる事項を除うことができる事項 ③専ら特定の住民又は地域に関する事項 ④住民投票を実施することにより、特定の個人又は 国団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵 害する執行機関のの内部の事務処理に関する事項 ⑤市に納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項 の前といるもののほかはのほかけする事項 の前といるもののほかはのでは、 の前といるもののほかはのでは、 の前といるもののはかられる事項 の前といる。	0			1/12以上(要議決)	1/6以上		投票資格者の発騰は、個々の投票資格者単独の権利ではなく、署名要的がはなける者を要的がにはなる者の要的に表別をしては認められる。とされた直接請求に必要なと、出別では一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	4 市 長 が 長 き き き と き り り ら ら り り り り り り り り り り り り り り り	選挙等あるは、、331年を 会会は、331年を 最会のは331年を 最会のは331年を 最近のは331年を ののとがある。のでは、331年の をはませい。 は、331年を ののによるがある。 ののによるでは、331年の ののにときする。 ととでである。 でのは、331年の は、33	率)	すが合の 民場結かま、は 議ない。 とは は は は は は は な と な と な と な と な と な と	掛川市自治基 本条例
17	その他	防府市	116, 665	189. 37km	H18. 12. 1	市政運営上の重要事項 (市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事案で あって、市民に直接その意思を問う必要があると 認められるもの) ①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思と して明確に表示しようとする場合は、この限りで ない。 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができ る事項 ③専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事又は財務に関する事項 ⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付する ことが適当でないと明らかに認められる事項			0	1/12以上 (要議決)	1/3以上		地方自治法による直接請求制度のうち、長の解職請求、議会の解散請求及び議員の解職請求に伴う署名が3分の1とされているので、住民投票の重要性に鑑み、これと同様としている。	2者択一	住民投票の期日からという。 住民投票の期日からという。 は、起算日からという。 は、起源日という。 は、起源日をいる。 において30元という。 は、ときないのでは、という。 は、という。 は、という。 は、という。 は、という。 は、という。 は、という。 は、という。 は、という。 は、ないり。 は、ないり、 は、ないり、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	.1/2以上	条例による住民投票が実施された場合は、同一事実については、その結果の告示後2年間は、請求又は発護をすることはできない。	防府市自治基 本条例
18	その他	桐生市	113, 745	274. 45km	H15. 7. 1	市政運営上の重要事項 (市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するもの) ①市の機関の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事及び財務の事務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項					1/6以上			2者択一	市長は、告示の日から 起算して、90日を超え ない範囲内において住 民投票の投票の期日を 定め、住民投票を実施 するものとする。	1/2以上	この条例による住民 投票が実施された場合には、2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、請求を行うことができない。	
19	その他	坂戸市	101, 364	41. 02km	H16. 4. 1	市政運営上の重要事項 (市が処理する事務のうち、市民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接利害関係を有するもの) ①法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ②専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ③市の組織、人事及び財務に関する事項 ④地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと市長が認める事項					1/6以上		·	2者択一	市長は告示の日から起算して、31日以後60日以内において住民投票の投票期日を定め、住民投票を実施するものとする。	1/2以上	住民投票の請求は告示がされた日から2年が経過するま項にといる事項にのは、 事項にことができない。	•

	<u> </u>			人口		1	対象事項	有権	者以外		発案権者		住民発護に		1"	投票の形式等	成立要件	F	·
No.	区分	É	自治体名	H30. 1. 1現 在	面積	施行日	(○番号は除外事項)	外国人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	市長	議会	署名数	対する議会の関与	署名数の考え方	選択肢の規 定方法		(投票 率)	再請求・再投票	別条例での位置づけ
20	その∱	Þ	日進市	89, 850	34. 91kri	H24. 7. 2	日進市に関わる重要な事項 (市及び住民全体に直接の利害関係を有するもので、住民にその賛否を問う必要があると認められる事項) ①法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ②地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項	ŕ		0	1/12以上 (要議決)	1/6以上	17.0	法令で定められている住民投票の実施 に必要な署名数や他の自治体の事例を 参考とし、また、署名数による住民投 票の重みや発議の乱発防止という点を 考慮して規定している。		選知のから、		この条例によるれたが の条が実になるなれたが の表が表になるないでの の表が、れるまで でのでのでのでので でのでのでででです。 ではまでででです。 ではまでででです。 ではまでできる。 ではまする。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではまする。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではまする。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではまする。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではまする。 ではます。 ではます。 ではます。 ではまする。 ではます。 ではまする。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではなる。 でなな。 でなる。 でななる。 でなる。 でなる	日進市自治基 本条例
21	そのfl	<u>b</u>	八潮市	88, 908	18. 02km	H23. 12. 20	市政に係る重要な事項 (現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な影響を与えれては今後の一個である事項であって、といる事情にものが、大きなのが、大きなのが、大きないでは、大きなのが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、またない、大きないが、大きないが、大きないが、大きないでは、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない			0	1/12以上 (要議決)	1/4以上	1	住民投票の実施に必要な署名の数については、過去の選挙における投票率や得票数などを考慮するとともに、地方自治法(第76条)に規定のある市長等の解職(リコール)請求に必要な「3分の1以上」を踏まえ、これに次ぐ厳格性を担保するため「4分の1以上」としています。	に付そうと する事一に 2者択難いこ のは、3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	範囲内において住民投票の投票日をにといて住民会。 関本を定し、 の投票日をに他の選挙行行を担合ときるのは必挙をある。 他選挙をあると認明を ときは、当該投票日を を更することができる。	1/2以上	この条例によるれたと の条例によるれたと の素がよって を表示がられた。 での文を での文を での文を でのでので でのと でのと で で で で で で で で で で で で の と に い の と の と の と の と の と の と の と の と の と の	八潮市自治基本条例
22	その他		国中央市	88, 634	420. 09km	H21. 7. 1	市政に係る重要な事項 (市全体に重大な影響を及ぼす事案であって、住民に直接その意思を問う必要があると認められる もの) ①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思を表明すない。 ②法令の規定により住民投棄を行うことができる事項 ③専ら特定の市民又は地域に関する事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤市民が納付すべき金銭の額の増減を対象とする事項 ⑥前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項			○ (要護会協 議)	1/12以上 (要議決)	1/5以上	0 0 3 1	住民請求に必要な署名数は、先進各市 の事例等を参考にしたのと、議会請求 の場合は出席議員の過半数による議決 を条件としていることから、前回市議 選時の得票数より算出した数字とのバ ランスも考慮し、投票資格者総数の5 分の1以上とした。	2者択一	住知日いる投列を 住知日が表別の はし超大の のが のが のが のが のが のが のの のの のの の		この条例による住住場の の条例によるれた場合によるれた。 の条列をでは、 の発達においる。 の表がおいちをできる。 のとはまで事には は、 該事では は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	四国中央市自治基本条例

			人口		T	対象事項	有権	者以外		発案権者		住民発議に	T		投票の形式等	成立要件	1	
No.	区分	自治体名	H30. 1. 1現 在	面積	施行日	(○番号は除外事項)	外国人	18才未満	市長	議会	署名数	対する議会の関与	署名数の考え方	選択肢の 定方法		(投票 率)	再請求・再投票	別条例での位置づけ
23	その他	名張市	79, 278	129. 77kri	i H17. 12. 26	市政に係る重要事項 (市及び住民全体に利害関係を有する事案であって、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの) ①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思を明確に表示すべき事項を除く。 ②法令の規織、人事及び財務に関する事項 ③市の組織、人事及び財務に関する事項 ④もっぱら特定の住民又は地域に関する事項 ⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付すことが適当でない事項	0		0	1/12以上(要議決)	「1/4以 上」 又は 「1/50以上 +議決」	議会において過半数要	、法とのぞがこの格特総合る否票の住をが。、うのあ例緩格 、法とのぞがこの格特総合る否票の住をが。、うのあ例緩格 、法とのぞがこの格特総合る否票の住をが。、うのあ例緩格 、法とのぞがこの格特総合る否票の住をが。、うのあ例緩格 、法とのぞりな定式によるより、ままました。、一段す定な定式を開始した。、一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一		選知し日お日票名の書きる票をを表示を担けるのというし日おります。 量日経い野点の当が選のときるのでである。 選がてをいたというでは、というし囲の当が選のときるのでではでではできるのでではできる。 選の性にとうでは、というできる。 は、というでは、というでは、というでは、というし囲の当が選のときる。 として、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		こ投合示経は当案施い ・ はないのない。 ・ はないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	名張市自治基本条例
24	その他	山陽小野田市	63, 623	133. 09km	H18. 7. 1	市政運営上の重要事項 (市が行う事務のうち、市及び市民全体に重大な 影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、市民に 直接その意思を問う必要があると認められるも の) ①市の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができ 事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付する ことが適当でないと明らかに認められる事項	0		Ο	1/12以上(要議決)	1/6以上		合併特例法に規程する合併協議会を設置することの可否を問う住民投票を行う場合の必要署名数と同じ署名数としている。 また、人口規模が同程度の他市の状況も勘案した。	2者択一	住民投票の投票目にで90日本で90日本で90日本で90日本で90日本で90日本で90日本で90日本	1/2以上	この条例による住民 投票が実施された場合は、告示の日本を経過するまでの間は、当該 事項と同一の事項とは同事項に可言等を行うことができない。	山陽小野田市自治基本条例
25	その他	銚子市	63, 058	83. 91km	H25. 3. 27	市政に係る重要事項 (現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与 えの間で、市場である。では、市場でのでは、市場でではである。 ではである。では、市場ででは、では、市場ではでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では					1/6以上		住民投票が市政運営上の重要事項に関して実施される「重み」のある程度のあることを考慮すると、ある程度の前民の意思により請求されるいき、およそ10,000人の数が必要となる6分の1以上の連署が最も適当な数であるとした。	2者択一	住示し以間定住記内日選といにといとい(のり民が認日90住こり、起たい長、区の当のなたいそ情は、長特上票しる翌以投が関ロの理ををいの内れと日れし緊他あこ、のの実困きか経のき票の日日お。票間わる期けだてのが、は別記をくと日上票で票の日路を、 日市選は同な投性むと限 常青間すで、起し日。 はいしな市 はの挙、一ら票がを認り 災が内るあ告算たと) はらしなっ はの事あ得めで 害あにこる示し日す。 は別記をはいるの事事間が 上域期を はいるなるな そ 住ととのてをる と は は い と い と い く の り 民が認日の日民と は い と い と い く の り 民が認日の日民と は い と い と い く の り 民が認日の日民と に と い と い く の り 民が認日の日民と は い と い と い く の り 民が認日の日民と は い と い と い く の り 民が認日の日民と は い と い と い と い と い く の り 民が認日の日民と は い と い と い く の り 民が認日の日民と に と い と い く の り 日 い ら い と い と い く の り 日 い ら い と い と い と い と い と い く の り 日 い ら い ら い と い と い と い と い と い と い と い と		住民投票を 原本の経、施一のすると を表示すなに、 を表示するをはいる。 を表示するをはいる。 では、 を表示するをはいる。 では、 ののでは、 ののでは、 でいる。 でいる。	

			人口		1	対象事項	有権	者以外		発案権者		住民発議に			投票の形式等	成立要件	T	
No.	区分	自治体名		面積	施行日	(○番号は除外事項)	1	18才未満	市長	議会	署名数	対する議会の関与		選択肢の規 定方法		(投票率)	再請求・再投票	別条例での位置つ
26	その他	逗子市	59, 917	17. 28km²	H18. 4. 1	市政の重要事項 (市民全体に関わる案件であって直接市民にその 賛否を問う必要が特にあると認められるもの) ①議会の解散、議員の解職、市長の解職その他法 令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ②特定の市民又は特定の地域にのみ関係する事項 ③予算の調製及び執行、市の人事その他市の執行 機関の内部事務処理に関する事項 ④前3号に定めるもののほか、住民投票に付する ことが適当でないと認められる事項	0		〇 (要審査 会)	1/12以上 (要議決)	1/5以上			2者択一	住民投票の期日は、、選 学管理委員会に対しる 算して30日を経えたい 算しから90日を超えな学 日の範囲内で、める 日の範囲内でとめる 日の範囲内である とする。	1/2以上	民場立除結らで案旨民が 民場立除結らで案旨民が 民場立除結らで案目にが とされがは当案等な をがしているのとなるれがは となれがのであるのと とされがのと とさればを のがままして といるが といるが といるが といるが といるが といるが といるが といるが	逗子市市民参加条例
27	その他	滝沢市	55, 152	182. 46km²	H22. 10. 1	市政に関わる重要な事項 (現在又は将来にわたり、市民が生活していく上で重大な影響を与える、又は与える可能性のある市政に関わる重要な事項であって、直接に市民の意思を確認する必要があるもの) ①市に決定の権限が属さない事項。ただし、市の意思を主張する場合を除く。 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤その他住民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項	0		0	1/12以上 (要議決)	1/6以上			(市長が認めたときは、選択にすることもで	市長は、日本のでは、 市長の理をない。 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一をのでは、	1/2以上	住民投票が実施されたときは、その結果が告示された日から2年が経過する事項には同一の事項には同事求ができない。	之 滝沢市自治基 本条例
28	その他	十日町市	54, 167	590. 39km	H27. 4. 1	市政に係る重要な事項 (市及び住民全体に利害関係を有すると認められる事項) ①市の権限に属さない事項 ②法令の規定により住民投票を行うことができる事項 ③専ら特定の住民又は地域にのみ関係する事項 ④予算、組織、人事等の市の執行機関の内部の事務処理に関する事項 ⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと認められる事項			0	1/12以上(要議決)	1/3以上			2者択一	選挙であった。 はらしな住め票のでは要素を を大きない民のでは 要たいのでは 要なたを超している。 を を を を を を いらりに お の の の の の の の の の の の の の の の の の の		住民投票の結果が告 示された日から起身する して2年が経過する日 まで2年が経過当まを 間は、した 民と同一つは で 東にはは 同に実に は で まで まで まで まで まで まで まで まで まで まで まで まで ま	十日町市まち づくり基本条 例
29	その他	宮古市	54, 159	1, 259. 15km²	H20. 7. 1	市政に関する重要事項 (現在または将来の市民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの) ①市の機関の権限に属しない事項 ②法令の規定に基づき住民投票その他選挙権を有する者の直接請求により実施を求めることができる事項(議会の解散請求など) ③専ら特定の市民又は地域に関係する事項 ④市の組織、人事又は財務の事務に関する事項	0		0	1/12以上 (要議決)	1/5以上		住民の多数の市民が関心を寄せる内容であることが必要。首長の解職請求の3分の1よりも基準を緩和。かつ、制度の乱用につながらないよう検討を重ね5分の1としたもの。	2者択一	選挙管理委員会は、通算に 会かある。 会かられて90日おいる を を を を を の で の は の を の を の た の た の た の た の た の た の た の た	1/2以上	この条例によるた場合によるた場所によるれた票は、 会にのの日本のの日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	宮古市自治基 本条例

			人口			対象事項	有権	者以外		発案権者		住民発議に	T :		投票の形式等	成立要件		T
No.	区分	自治体名	H30. 1. 1現 在	面積	施行日	(○番号は除外事項)		18才未満	市長	議会	署名数	対する議会の関与		選択肢の規 定方法		(投票率)	再請求・再投票	別条例での位置づけ
30	その他	白岡市	52, 539	24. 92km	H25. 10. 1	市政に関する重要事項 (市が処理する重要事項 (市が処理する事務のうち、現在又は将来の住民 福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、市民の間又は市民、議会若状況があるなど、市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるもの) ①法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項 ②専ら特定の市民又は地域に関する事項 ③市の組権限に属といい事項 ④市の相様限に属といい事項 ⑤市税の賦課との他金銭の徴収に関する事項 ⑥市税の同じ定数のもののほか、 ⑥前符号に定数るもののほか、 ⑥前符号に定数るもののほか。 ⑥前符号に定数るもののほか。 ⑥前さいと市長が認める事項			0	1/12以上(要議決)	1/6以上	V) (N) (T)	住民投票が乱発されないこと、また、現実的に署名収集が可能であることを勘案して6分の1とした。住民投票条例は自治基本条例に基づいて制本条例の「参画と協働のまちづくりの推進」であ考え方に基づき実現可能な請求要件とした。	2*+0	選挙管理委員会は、通算会は、通算のの日本を経過して30日を経過する内容を経過する内容を経過する内閣間の第一次での期間に対していてでは、はない。	1/2以上 不成立で も	この条がは、たいのでは、 この 全 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	白岡市自治基
31	その他	野洲市	51, 097	80. 15km	H22. 12. 21	市政に関する重要事項 (市及び住民全体に利害関係を有し、住民の間又は住民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違があり、住民の福祉に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項として、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの) ①市の機関の権限に属さない事項(市の意思を明確に表示すべき事項を除く。) ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③専ら特定の市民又は地域に関係する事項 ④市の組織、人事又は財務の事務に関する事項 ⑤地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項 ⑥前各号に定めるもののほか、住民投票を実施することが適当でないと明らかに認められる事項	O		0	1/12以上 (要議決)	「1/4以 上」 又は 「1/50以上 +議決」		野洲市住民投票制度に関する検討報告 書より 一発議(請求)できる人は投票資格者 と同様を書するという制度の1 / 50以上の発養者がその総数票値 / 50以上の発養者がその総数票を の1 / 50以上の発騰)する場合は、市 職決をを計算をある。 のまたを請求必要とする。 のまち、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	2者択一	選挙管理委員会は、通算 知が30日を経過期のとは 日をいるのに 日をいるのに 日をいるのに 日をいるのに 日本のでは 日本のでは 日本の ののでは ののの ののの ののの ののの ののの ののの ののの のの のの のの の	1/2以上	この条例による住民 投票が実施された場合は、その結果が告 会は、そのお2年が長 過するの事にでで取る事に 事実のででというと できないできる。	野洲市まちづ
32	その他	高浜市	48, 154	13. 00k㎡	H13. 4. 1	市政運営上の重要事項 (市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するもの) ①市の権限に属さない事項 ②議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	Ο		0	1/12以上 (要議決)	1/3以上			2者択一	住民投票の期日は、、選で 運動会には対からは 算の数には対からの 算のがある。 算ののでは、 はいかののでは、 はいいのでは、 はいのでは、 はいいのでは、 はいいのでは、 はいいのでは、 はいいのでは、 はいい		この条例には、 なされが合して、 を実践を表す。 を実践を表す。 の票が住民ったは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでするのとして、 とている。 で来り、 で来り、 で来り、 で来り、 で来り、 で来り、 で来り、 で来り、 で来り、 でのますがは、 でまるのとして、 とている。 で来り、 でもも、 でいる。 でい。 でいる	高浜市自治基本条例
33	その他	新城市	47, 354	499. 23km	H26. 4. 1	市政に係る重要事項 (現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があるもの) ①市の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項 ③市の組織、人事又は財務に関する事項 ④もっぱら特定の住民又は地域に関する事項 ⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと認められる事項					1/3以上		連署数は、解職請求権を参考にしている。	2者択一	市長は、告示の日から 90日を超えない範囲に おいて住民投票の期日 を定めるものとする。		制限規定なし	新城市自治基本条例

		T	人口			対象事項	有権	者以外		発案権者		住民発議に			投票の形式等	成立要件		
No.	区分	自治体名	H30. 1. 1現 在	面積	施行日	(○番号は除外事項)	外国人		市長	議会	署名数	対する議会の関与	署名数の考え方	選択肢の規 定方法		(投票率)	再請求・再投票	別条例での位置で
34	その他	小諸市	42, 648	98. 55km²	H22. 12. 27	市政に係る重要事項 (本市の住民全体の福祉に重大な影響を与える事項であって、住民に直接その賛成又は反対を問う必要があるもの) ①市の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項 ③市の組織、人事又は財務に関する事項 ④専ら特定の住民又は地域に関する事項 ⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	0	16才以上	0	1/12以上 (要議決)	「1/4以 上」 又は 「1/50以上 +議決」	請す項がです。 は重要を は 動物 は 動物 は 動物 を を を を を を を を を を を を を を を を を を		2者択一	選知し囲のとにと員と日きを発力の日本のというな民るのでのののののののののでは、起い投も悪力にたったをいたといるでは、起い投も悪力にないとのでは、とができるのでは、とができるでは、とができるでは、とができるでは、とができるでは、とができるでは、とができる。		この条例による住民 投票が実施された場 合には、告示の日か ら2年間は、同一の事 案又は当事案にと しむ 世住民投票 でつい できない。	小諸市自治。本条例
35	その他	篠山市	42, 138	377. 59km²	H26. 4. 1	市政の重要事項 (市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するもの) ①市の機関の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事及び財務の事務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと認められる事項			0	1/12以上 (要議決)	1/5以上		地方自治法に規定されている市長等の 解職請求に必要な要件より緩和しつ つ、一定の厳格性を担保する観点から、5分の1以上の署名要件としてい る。	2者択一	選挙がありるでは、 選挙がありの日本は 員会けかない、定 関理った超えいで、定 理った超えいでで、 ででは、 でいまする。 でいまる。 でい	1/2以上	この条例による住民 投票が実施された場合には、その結果が 告示された日本が経過する までの間は、該事項と 事項とのでは事項と 住民請求きない。	丹波篠山市1 治基本条例
36	その他	臼杵市	39, 367	291. 08km	H20. 4. 1	市政運営上の重要事項 (市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するもの) ①市の機関の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③特定の市民又は地域に関係する事項 ④市の組織、人事及び財務の事務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと認められる事項			○ (要議会同 意)	1/3以上 (要議決)	1/3以上			2者択一	住民投票の期日は、選 学管理委員会に対 通知で60日を経 りの日を経 りの日を経 りの日の範囲内が定 が で が もの の の の の の の の の の の の の の の の の の	1/2以上	この条例によるれたは場合(住民場したが実施票が成際では民投票が成際では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	
37	その他	嘉麻市	39, 177	135. 11km		市政に関わる重要事項 (市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事案であって、市民に直接その賛否を問う必要があると 認められるもの) (1)市の権限に属さない事項。ただし、市民の権利 又は利益に関わるものについて、市の意思として 明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 (2)法令の規定に基づき住民投票を行うことができ 事市の組織、人事及び財務に関する事項 (4)特定の個人若しくは団体若しくは特定の地域の市民の権利又は利益を不当に侵害するおそれのある事項 (5)地方税の賦課徴収率がに分担金、使用料及び手 数料の徴収に関する事項 (6)その他住民投票を実施することが適当でないと 明らかに認められる事項			0	1/12以上 (要議決)	「1/3以 上」 又は 「1/50以上 +議決」			2者択一	選挙がある。) 通算日範票の委のそがめ日きる該とが、これを対しては、起たい投も理である。、記たい投も理をを超れてら90に票るを超れてらりに票るをが選挙では、と変したとび選手のをはが選ができる。)	1/2以上	住民投票が実施された場合は、その結果が告示された日から2年間は当該事家に到金額の事案に登記の事業に登記されたののでは、 大田の事業に登記を行って、 は当該事業に登記を行うといる。	嘉麻市自治基 本条例

			人口			対象事項	有権	者以外		発案権者		住民発議に			投票の形式等	成立要件	T	Т.
No.	区分	自治体名		面積	施行日	(○番号は除外事項)		18才未満	市長	議会	署名数	対する議会の関与	署名数の考え方	選択肢の規		(投票 率)	再請求・再投票	別条例での位置づけ
38	その他	杵築市	29, 871	280. 08km	H28. 10. 1	市政の重要事項 (市全体に重大な影響を及ぼす事案であって、市 民に直接その意思を問う必要があると認められる もの) ①市の機関の権限に属さない事項。ただし、市の 意思を明確に表示すべき事項を除く。 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができ る事項 ③市の組織、人事及び財務の事務に関する事項 ④前3号に掲げるもののほか、住民投票に付する ことが適当でない事項	0		0	1/3以上(要議決)	1/5以上	議会の議員2の以上があるによった。		ときは、3 以上の選択 肢から一つ	住民投票の期日は、選 学管理委員会に対らられる 算して90円を超挙で い範囲内で、必るものと を考え	1/2以上	と 民場立除結らで項目求ないますのとする。 これがをのかま事にが、 というというというというというというというというというというというというというと	杵築市自治基 本条例
39	その他	輪島市	27, 757	426. 32km	H20. 4. 1	市政に関する重要事項とは、市及び市民全体の利害関係を有すると認められる事案 ①市の権限に属さない事項(市の意思として明確に表示する必要があると認められる事項を除く。)②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③専ら特定の市民又は地域のみに関係する事項 ④市の組織、人事又は財務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと認められる事項			O	1/6以上(2/3以上議決)	1/6以上		市町村の合併等に関する法律(平成16 年法律第19号)第4条に定める合併協 議会の設置請求に準じた。	2者に長いは、一 に必る事、選一すよでに以及を形こる。 が 要と案 3 択つるるき	他選挙管理委員会が特に必要があると認める	1/2以上	・ 東京 は は は ない は は ない が 住 た 日 を まず う のと て 民場 ら のと て 民党 に と で 来 に は 当 家 ず い が 住 た 日 と で 来 写 に は 当 家 ず ら し で 来 写 目 住 発 き こ 投 合 ら む と て 長 で ま 写 自 住 発 き に た ら で ま す う の と て 長 で ま す う の と で ま す す す す す す す す す す す す す す す す す す	輪島市自治基 本条例
40	その他	大竹市	27, 516	78. 57km	H16. 6. 1	市政運営上の重要事項 (市が行う事務のうち、市民に直接その意思を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するもの) ①市の権限に属さない事項 ②議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	0				1/3以上			2者択一	住民投票の投票の投票の投票の投票の投票の投票の上年延過曜の長年経過曜い日子を経り出土の選出を出り、「するの選性のも要すったの。」といった。といった。といった。といった。といった。といった。といった。といった。	1/2以上	この条例によるれた場合によるれた場合によるれた果が 合いでで、またのでで、 会には、ないまでの頃とのでの頃とのでの頃での頃でのようでのいた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	
41	その他	羽咋市	22, 088	81. 85km	H23. 1. 1	市政運営上の重要事項 (市が行う事務事業のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するもの) ①市の権限に属さない事項 ②議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項			0	1/12以上(要議決)	1/3以上			2者択一	住民投票の期日は、選 学理委員会に対し 通知があった日本記 算して60日を超速理 が定めるものとす をが定めるものとす	1/2以上	この票(ない) 告終 で表 目 に が ま 事 同 市 と す の 果 が は い ま 事 可 市 と す の 果 で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で	羽咋市まちづ くり基本条例

	* *		人口			対象事項	有権	者以外		発案権者	D 44 EL 14	住民発議に			投票の形式等	成立要件		T
	区分	自治体名	H30. 1. 1現 在	面積	施行日	(○番号は除外事項)	外国人	18才未満	市長	議会	署名数	対する議会 の関与	署名数の考え方	選択肢の規 定方法		(投票率)	再請求・再投票	別条例での位置づけ
	その他	芦別市	14, 014	.865. 04kmੈ	H20. 10. 1	市が直面する将来にかかわる重要課題 (住民に直接賛否を問う必要があると認められる 事項であって、市及び住民全体に直接の利害関係 を有するもの) ①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思と して明確に表示しようとする場合は、この限りで ない。 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができ る事項 ③市の財務に関する事			0	1/3以上 (要議決)	1/6以上		市町村の合併に関する法律第4条第1 1項の市町村の合併における法定協議 会設立請求に必要な要件として規定さ れている6分の1以上の署名とした。	2者択一	市長は、告示をした日日 から起算して、30日 をはい範囲内においるといい。 をはい範囲内においるといい。 は民投票の投票期を実め、住民投票をする。	1/2以上 不成立で も 開票する	南安 1 同じの市安に	芦別市まちづ くり基本条例
掛	けは、条	例制定後に通	用事例があっ	た自治体			ARI	. 20=	+ F 7% = #	1/12以上	1/2 2 0	** ^ 0 ** 0						
							外国人		市長発議: 29市	(要議 決):28市	+ */	議会の議員 の3分の2 以上の者の		2者択一の み:30市	告示又は通知から90日 を超えない範囲:14市		告示の日から2年が経 過する日まで:36市	別条例に位置
							16歳以		市長発議、要議会協	1/6以上 (2/3以上 議決):1	1/4以上:7市※			2者択一		1/2以上を成立要		づけのある 市:36市
							上記をと	ちらも満	議:2市 市長発議、	市 1/3以上	1/5以上:7市			(条件付 き):12市	ちまた。要旨又は通知から30日を経過した日か	件:26市 (うち不 成立でも	告示の日から3年が経 過する日まで:1市	
							7091		要議会同 意:1市	(要議 決):4市	1/6以上:	議会におい て過半数の 議決が必			ら90日を超えない範 囲:20市	開票する:3市)		
									市長発議、要議決:1	規定なし:9	16市	要:1市					告示の日から1年が経 過する日まで:1市	
									市長発議、		1/10以上: 3市	請求された 事項が重要					その他:1市	
									要審査会:		※うち5市	事項である か、市長は					制限規定なし:3市	
									規定なし:		は、1/50以 上の署名で 議決を得る	議会に意見 を聴取:1市						
									8市		ことでも成立すると規定							
			2 2	× *														
	中核市	長崎市	406 621	40E 0Cl8	<u> </u>													
	干核川	IA MUI [1]	426, 631	405. 86km	_				- ,	_		_	,			_		

(2) 常設型住民投票条例に基づく住民投票の適用事例

他都市の適用状況の一覧

条例制定後、条例が適用された事例(42市)

あり※	6 市
なし	36 市

※適用事例の内訳

						1
自治体名	適用 年月	適用事例	発議者	予算措置	結果	その後
篠山市 (兵庫県)	H30. 11	市名を丹波篠山市 に変更することに ついての賛否を問 う住民投票	住民発議	H30.10.12 臨時議会に て増額補正 (470万円 増額)	賛成が過半数の結果 となった (投票率:69.79%)	R 1.5 丹波篠山市 へ市名変更
嘉麻市 (福岡県)	H27. 12	嘉麻市新庁舎建設 についての賛否を 問う住民投票の実 施について	住民発議	_	条例に基づき議案が提案されたが否決	H30.3~ H32.3 建設工事中
輪島市 (石川県)	H29. 2	大釜における産業 廃棄物最終処分場 建設の賛否	住民発議	H29.1.12 臨時議会に て補正予算 計上 (1,950万 円計上)	投票率が成立要件を 下回り不成立※ (投票率: 42.02%)	H30. 12~ 建設工事着 工 R3年度完 了予定
高浜市(愛知県)	H28. 11	「中央公民館取り 壊し」の賛否を問 う住民投票	住民発議	H28.9 9月議会に て補正予算 計上 (935万円 計上)	投票率が成立要件を 下回り不成立※ (投票率:36.66%)	H29.1~H 30.3 解体工事
野洲市(滋賀県)	H29. 11	野洲駅南口市有地 に市民病院を整備 することについて	議員発議	H29.10 住民投票実 施に伴う予 算を専決処 分 (15,947 千円増額)	投票率が成立要件を 下回り不成立※ (投票率:48.52%)	R1.11 工事着工予 定 R3年度完 了予定
山陽小野田 市 (山口県)	H25. 4	次回の一般選挙から市議会議員の定数を 20 人以下とすることの賛否を問う住民投票	住民発議	H24、25 予備費を充 当 (約 180 万 円充当)	投票率が成立要件を 下回り不成立※ (投票率:45.53%)	R 1 現在 議員定数 2 2 名のまま

※投票者の総数が投票資格者の過半数に達しなかったため、開票も行っていない。

(3) 地方自治法の直接請求に基づく住民投票の適用事例

自治体名	投票 年月	案件	投票率	結果	賛成率	その後
①佐久市 (長野県)	H22. 11	総合文化会館建 設の賛否	54. 87%	否	28. 93%	中止
②鳥取市 (鳥取県)	H24. 5	庁舎整備の賛否	50. 81%	耐震改修	60. 62%	新築移転
③小平市 (東京都)	H25. 5	都市計画道路の 賛否	35. 17%	不成立	非開票	計画通り
④北本市 (埼玉県)	H25. 12	新駅建設の賛否	62. 34%	否	23. 76%	中止
⑤伊賀市 (三重県)	H26. 8	新庁舎建設の賛 否	42. 51%	不成立	非開票	計画通り
⑥所沢市 (埼玉県)	H27. 2	エアコン設置の 賛否	31. 54%	賛	65. 45%	不設置
⑦高島市 (滋賀県)	H27. 4	庁舎整備の賛否	67. 85%	改修増築	68. 11%	改修增築
⑧壱岐市 (長崎県)	H27. 4	新庁舎建設の賛 否	63. 67%	否	32. 30%	中止
⑨新城市 (愛知県)	H27. 5	新庁舎建設の賛 否	56. 23%	大幅縮小	56. 93%	大幅縮小
⑩つくば市 (茨城県)	H27. 8	総合運動公園計 画の賛否	47. 30%	否	19. 22%	中止
⑪小牧市 (愛知県)	H27. 10	新図書館建設の 賛否	50. 38%	否	45. 37%	中止
⑫和泉市 (大阪府)	H27. 11	新庁舎建設の賛 否	48. 82%	新築移転	52. 13%	建替え
③南アルプス市 (山梨県)	H28. 3	新庁舎建設の賛 否	49. 92%	増改築	56. 07%	増改築

[※]②、⑥、⑫は、住民投票の結果とその後が異なるもの

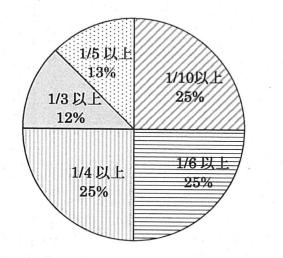
[※]③、⑤は、投票者の総数が投票資格者の過半数に達しなかったため、開票していない。

(4) 各自治体の署名割合と必要署名数

	自治体名	選挙人名簿 登録者数	基準日又は 登録日	署名割合	必要署名数	平均值
1	川崎市	1,244,806 人	R1.7.3	1/10 以上	124,481 人	政令市平均人数
2	広島市	982,183 人	R1.9.2	1/10 以上	98,218 人	111,349 人
3	川口市	481,642 人	R1.6.3	1/6 以上	80,274 人	中核市平均人数
4	豊中市	336,319 人	R1.9.2	1/6 以上	56,053 人	68,163 人
5	大和市	196,094 人	R1.6.1	1/3 以上	65,365 人	特例市平均人数
6	厚木市	185,484 人	R1.9.2	1/5 以上	37,097 人	4市
7	岸和田市	161,562 人	R1.9.1	1/4 以上	40,391 人	45,831 人
8	上越市	161,886 人	R1.9.1	1/4 以上	40,472 人	1/3:1 市、1/4:2 市、1/5:1 市
9	苫小牧市	144,859 人	R1.9.1	1/4 以上	36,215 人	名簿人 10~15 万都市
10	栃木市	133,988 人	R1.9.1	1/6 以上	22,331 人	平均人数
11	野田市	129,347 人	R1.9.2	1/10 以上	12,935 人	6 市※北見市含
12	草津市	108,654 人	R1.7.3	1/6 以上	18,109 人	21,085 人
13	鴻巣市	100,435 人	R1.6.3	1/5 以上	20,087 人	
14	奥州市	99,554 人	R1.8.29	1/6 以上	16,592 人	1/4:1 市、1/5:1 市
15	北見市	101,013 人	R1.8.31	1/6 以上	. 16,836 人	1/6:3 市、1/10:1 市
16	掛川市	94,741 人	R1.9.1	1/6 以上	15,790 人	名簿人 5~10 万都市
17	防府市	96,790 人	R1.6.3	1/3 以上	32,263 人	平均人数
18	桐生市	96,292 人	R1.7.3	1/6 以上	16,049 人	12 市※奥州市含
19	坂戸市	83,551 人	R1.6.3	1/6 以上	13,925 人	15,354 人
20	日進市	71,931 人	R1.7.3	1/6 以上	11,989 人	
21	八潮市	74,305 人	R1.6.3	1/4 以上	18,576 人	1/3:1 市
22	四国中央市	74,087 人	R1.7.3	1/5 以上	14,817 人	1/4:2 市
23	名張市	66,387 人	R1.9.1	1/4 以上	16,597 人	1/5:2 市
24	山陽小野田市	52,675 人	R1.9.2	1/6 以上	8,779 人	1/6:7市
25	銚子市	52,464 人	R1.9.2	1/6 以上	8,744 人	
26	逗子市	50,642 人	R1.9.2	1/5 以上	10,128 人	
27	滝沢市	45,675 人	R1.9.1	1/6 以上	7,613 人	名簿人 5 万未満都市
28	十日町市	45,124 人	R1.9.1	1/3 以上	15,041 人	平均人数
29	宮古市	45,718 人	R1.6.3	1/5 以上	9,144 人	16 市
30	白岡市	44,137 人	R1.6.3	1/6 以上	7,356 人	8,610 人
31	野洲市	41,679 人	R1.6.1	1/4 以上	10,420 人	
32	高浜市	36,825 人	R1.9.2	1/3 以上	12,275 人	1/3:7市
33	新城市	39,160 人	R1.9.2	1/3 以上	13,053 人	1/4:2 市
34	小諸市	35,541 人	R1.6.1	1/4 以上	8,885 人	1/5:3 市
35	篠山市	34,936 人	R1.9.1	1/5 以上	6,987 人	1/6:4 市
36	臼杵市	33,228 人	R1.9.2	1/3 以上	11,076 人	17 0.1 11.
37	嘉麻市	32,702 人	R1.6.1	1/3 以上	10,901 人	
38	杵築市	25,025 人	R1.9.2	1/5 以上	5,005 人	
39	輪島市	23,668 人	R1.9.2	1/6 以上	3,945 人	
40	大竹市	23,201 人	R1.7.27	1/3 以上	7,734 人	
41	羽咋市	18,882 人	R1.6.3	1/3 以上	6,294 人	
42	芦別市	12,181 人	R1.9.1	1/6 以上	2,030 人	
MANUFACTURE OF THE PARTY OF THE				1/10 以上	35,885 人	
				1/6 以上		
	長崎市	358,846 人	R1.7.3	1/6 以上	59,808 人	
- 1	75 cal (1)	000,040 /	N1./.3	1/4 以上	71,769 人 89,712 人	

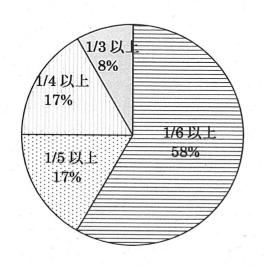
参考資料(4)

① 政令市・中核市・特例市の署名割合



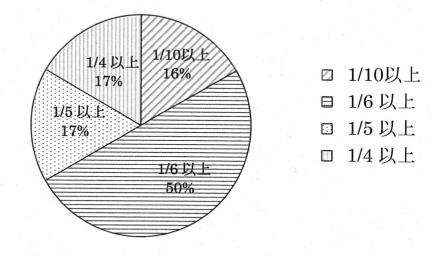
- □ 1/10以上
- 目 1/6 以上
- □ 1/4 以上
- □ 1/3 以上
- □ 1/5 以上

③ 名簿人5~10万都市の署名割合

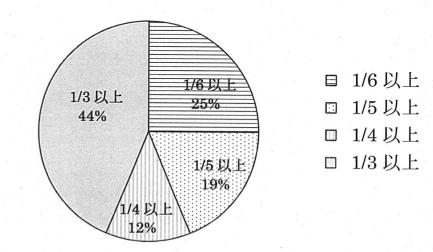


- 目 1/6 以上
- □ 1/5 以上
- □ 1/4 以上
- □ 1/3 以上

② 名簿人10~15万都市の署名割合



④ 名簿人5万未満都市の署名割合



(5) 地方自治法の規定に基づく長崎市における条例の直接請求の状況について

【昭和63年】

直接請求に係る条例	署名数	有効署名①	有権者数②	割合①/②	議会時期	議決結果
① 旧香港上海銀行保存活用条例 (請求日 S. 63. 8. 18)	134, 618 人	101, 502 人 * 必要署名数 6, 464	323, 200	約 1/3 (31. 4%)	\$63/9 月 臨時議会	否決 - 賛成少数

【平成28年~平成30年】

直接請求に係る条例	署名数	有効署名①	有権者数②	割合①/②	議会時期	議決結果
① 長崎市庁舎の建設地に関する住 民投票条例 (請求日 H28 5 13)	34, 364 人	29, 959 *必要署名数 7, 169	358, 443	約 1/12 (8. 3%)	H28/5 月 臨時議会	否決 - 賛成 8 反対 31
② 長崎市公会堂の解体中止と再使 用に関する住民投票条例 (請求日 H28.8.26)	19, 005 人	17, 098 * 必要署名数 7, 331	366, 534	約 1/21 (4. 8%)	H28/9 月 定例会	否決 賛成 7 反対 30
③ 長崎市の旧公会堂の解体中止と 再使用に関する住民投票条例 (請求日 H28.11.24)	18, 855 人	17, 204 * 必要署名数 7, 302	365, 055	約 1/21 (4. 8%)	H 28/11 月 定例会	否決 賛成 12 反対 27
④ 長崎市の小島養生所等遺跡の完 全保存に関する住民投票条例 (請求日 H29.12.7)	16, 984 人	15, 776 * 必要署名数 7, 242	362, 086	約 1/23 (4. 3%)	H29/11 月 定例会	否決 - 賛成 7 反対 31
5 長崎市の交流拠点施設(MICE)建設の凍結に関する住民投票条例 (請求日 H30.11.9)	8, 839 人	7, 971 *必要署名数 7, 176	358, 794	約 1/45 (2. 2%)	H30/11 月 定例会	否決 賛成 12 反対 25
計	98, 047 人	88, 008	200 100	41-4-700		
十均	19,609 人	17, 601	362, 182	約 1/20 (4. 9%)		

住民投票の実施に要する経費については、制度の方向性が定まっておらず、現時点で 正確に算出することは困難であるため、過去に開催された単一選挙(長崎県知事選)の 経費を参考に記載した。

ア 投票実施の状況

·投票所: 157箇所

・期日前投票所:26箇所

・期日前投票の期間:16日間 ・投票時間:7時から20時まで

· 開票:即日開票

イ 費用内訳

(単位:円)

	(1 1 -	(
	H30県知事選(実績)			
職員給与費	24,	256, 756		
啓発費		325, 598		
ポスター掲示場費	6,	222, 041		
事務費	79,	217, 591		
合計	110,	021, 986		

議 議 第 2.68号 令和元年10月29日

長崎市長 田 上 富 久 様

長崎市議会議長 佐藤正洋長議

常設型住民投票制度検討に係る議会内で出された意見について

このことについて、各会派団長による協議会を開催し、標記の件につきまして意見聴取 を行いましたので、別紙のとおりお伝えします。

なお、これらの意見につきましては、議会内で十分な調査・研究を行った上での意見ではなく、長崎市常設型住民投票制度検討審議会からの要請を受けて現時点において議会内で出された意見を参考としてお伝えするものであります。

また、本制度は市政に与える影響が大きいことから、長崎市常設型住民投票制度検討審議会においても十分に研究を重ね、慎重に議論の上、検討していただくことを併せて申し添えます。



【別紙】

- 1 投票資格者について
 - ・年齢は18歳以上の市民で公職選挙法に準じてはどうか。
 - ・外国人については永住者に限定してはどうか。

2 発議に関する事項

- (1) 発議者
 - ・市長並びに議会は除外してはどうか。

(2) 必要署名数

住民投票の対象事項は市政に関する重要事項となるが、市政上の重要事項の判断基準は個人それぞれ違うことから重要事項の確認の意味でも議員・長のリコール、議会解散程度の基準が必要である。また、地方自治法に基づく個別型住民投票条例も選択できることから、一定のハードルが必要であるなどの理由から、次のような意見が出された。

- ・3分の1以上から6分の1までの間としてはどうか。
- ・5分の1以上または6分の1以上としてはどうか。
- ・6分の1以上
- 一方で、10分の1以上くらいとしてはどうかとの意見も出された。

3 成立要件

市政の重要な施策・事項だと判断するには、市民の関心がどれほど高いかがその裏付けとなること、民意として確認するためには成立要件は必要であるとの理由から、次のような意見が出された。

- ・50%以上(過半数)の投票が必要としてはどうか。
- ・統一地方選挙等の投票率も50%を下回っていることから、直近の統一地方選等の投票率以上としてはどうか。

一方で、

- ・必要署名数が6分の1以上であれば不要ではないか。
- ・市民の意思を尊重すること及び例えば署名数が6分の1以上集まるような重要案件 であれば投票率も過半数以上は超えるのではないかとの理由から、成立要件は不要 である。

との意見も出された。

4 その他

・事前に意見を述べると審議会の審議に影響を及ぼし、事前審査につながる恐れもある ことから、特段、現時点では意見を述べるのは好ましくない。